



『福祉車両貸出サービス』のご案内

木曽町社会福祉協議会



木曽町社会福祉協議会では、下肢等が不自由なため、移動することが困難な方の生活支援として、社協が所有する福祉車両の貸し出しサービスを実施しています。

※ 貸し出しには、条件がございますので、詳しくは裏面を参考に社協（総務企画課 地域福祉係）へお問い合わせください。

こんな時に利用できます！

◎ 町の送迎サービスの範囲を超えた場所にある医療機関等へ行きたい

町の送迎サービスでは行くことのできない病院への通院や、町外医療機関からの退院に困っている。



◎ 大切な人の冠婚葬祭の席に参加したい。病院のお見舞いに行きたい。

移動することができないから、冠婚葬祭の席に出席できない。家族も一人残して外出できない。

◎ 実家に帰省して、親族に会いたい。

もう、何年も実家に帰っていない。親戚の顔も見たいし、ご先祖様にご挨拶もしたい。



◎ 普段は自分で車の運転をしてるけど、骨折して自家用車に乗り込むことも困難！医者に通院したいけどどうしたらよいらろう

ご利用は、高齢者や障がいのある方のみではありません。一時的に移動が困難な方も対象です。

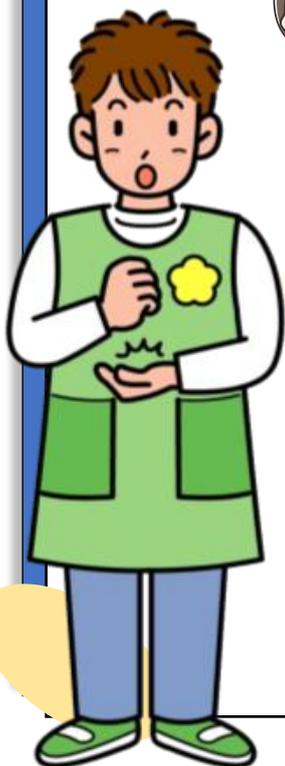
◎ 家族と旅行したい。孫の運動会に行つて直接応援したい。

余暇活動への利用もできます。普通に生活するために、家族の団らんのために。



利用料：無料
(ガソリン代等実費は利用者負担)

利用回数：12回/年まで
運転手：家族または、家族が依頼する運転手
※ 登録した運転手のみ運転可



福祉車両利用手引き

1 利用者要件

高齢や障がい等により車椅子を必要とし、または、疫病・怪我等で一時的に車椅子等を必要とし、福祉車両を使用しなければ外出・移動が困難な方

運転者要件

利用者の親族またはボランティア等で、車両及び昇降における機械操作に責任が負え、かつ、3年以上の運転経験を有し、6か月以内に交通違反等の罰則のない方

※利用者または運転者のいずれかが木曾町にお住いの方であればどなたでもご利用いただけます。

2 利用申請

利用期間は、原則、1泊2日を限度とし、貸出・返却時間は、8時30分から17時30分の間となります。

利用料は、無料です。

利用回数は、原則、年12回までとさせていただきます。※ 場合により、車両を貸し出せない場合がございます。

3 利用にあたっての遵守事項

- ① 福祉車両は、社会福祉法人木曾町社会福祉協議会が管理する財産です。大切に使用してください。
- ② 使用中は体調管理に注意し、交通ルールを守り、常に安全運転を心がけてください。また、目的地における駐車場の確保を行い、路上駐車等の迷惑行為を行わないでください。
- ③ 車両の燃料費は実費をご負担ください。（返却時に「満タン」にしてお返しください。）
- ④ 車内は禁煙とし、車両の返却の際は車内清掃を行って車内美化にご協力ください。
- ⑤ 次の事象が発生したときは、速やかに社協へ連絡し指示に従ってください。
 - (ア) 利用中に利用申請内容の変更が生じた場合（目的地の変更、利用目的以外の利用など）
 - (イ) やむ負えない理由により、運転者を変更しなければならない場合
 - (ウ) 車両の故障により、修理等の処置をしなければならなくなった場合
 - (エ) 事故が発生した場合（事故が発生した場合は人命尊重の立場から法令に基づく処置を行った後、速やかに社協に連絡し指示に従ってください。）
 - (オ) 交通違反をした場合
- ⑥ 対人、対物等の事故が発生した場合、許可なく第三者と示談行為を行わないこと。
- ⑦ 車両使用中の事故（交通事故、リフト等による機械器具誤操作による事故、車両昇降前後の移動中の事故等を含む）に対する一切の賠償は、利用者または申請者で負担していただきます。ただし、本会が加入する下記自動車損害賠償責任保険及び任意保険の範囲の補償については協議させていただきます。
- ⑧ 本会が加入する自動車損害賠償責任保険並びに自動車保険の適用の有無にかかわらず、事故原因が運転者に起因する場合は、費用の3分の1の額を会員に請求いたします。ただし、3万円を上限といたします。（運転者が加入する「他車運転危険補償特約」保障を適用する場合はその限りではありません。）
- ⑨ 理由のない運転者の交代、車両の目的外使用、他者への転貸は認めません。
- ⑩ 運転者が利用者の親族以外の場合は、必ず、社協が指定するボランティア保険に加入していただきます。（実費負担をお願いします。）
- ⑪ 利用終了時に利用報告書に必要事項をご記入の上、提出してください。

4 登録の取り消し

上記の登録要件に適合しない場合や厳守事項を守れないと判断した場合は、会員登録を取り消す場合もあります。

5 加入保険 JA自動車共済

車両保障		対物賠償	
保障範囲	全損害担保	免責金額	0万円
免責金額	0円	共済金額	無制限
車両超過修理費用保障	無	人身傷害補償	
車両諸費用保障	無	共済金額	5000万円
台車費用保障	無	傷害定額給付	
対人賠償		死亡共済金額	1000万円
共済金額	無制限	治療共済	標準型

○ お問い合わせ ○
 木曾町社会福祉協議会
 木曾町日義1600-1
 (担当)
 総務企画課 地域福祉係
 ☎ 0264-26-1116
 URL
<http://www.kisomachi-shakyo.or.jp>